

東北学院大学と 「災害時における帰宅困難者の支援に関する協定」を締結します

仙台市では、東日本大震災の経験を踏まえ、帰宅困難者対策に取り組んでいます。
このたび、その一環として、東北学院大学と協定を締結します。
帰宅困難者の支援に関する協定を締結するのは、大学機関としては初めてとなります。

1 協定の名称 「災害時における帰宅困難者の支援に関する協定」

2 協定締結者

学校法人東北学院 東北学院大学 学長 松本 宣郎 (まつもと のりお) 氏
仙台市長 奥山 恵美子

3 日時 平成26年4月24日 午前10時30分

4 会場 市役所3階 第一応接室

5 協定の主な内容

- (1) 災害発生時、仙台市の要請に基づき、東北学院大学 土樋キャンパス内の体育館（1階アリーナ部分）をおおむね72時間、一時滞在場所として提供するとともに、災害情報やトイレ、飲料水等を提供する。
- (2) 仙台市は、東北学院大学に対し、開設及び運営の協力を依頼することができる。

6 収容人数

土樋キャンパス体育館（1階アリーナ部分）約784㎡ 約100人
※夏休み等で学内に多くの学生がいない場合は、約400人収容可能。

7 協定締結の経緯

東北学院大学は、震災前より防災意識が高く、東日本大震災時には自主的に帰宅困難者などを受け入れた実績がありました。仙台市ではこの実績を評価して、東北学院大学に対して協定締結に向けて働きかけを行ったところ、快諾いただき今回合意に至ったものです。

8 その他

これまでの協定企業数4社

仙台ターミナルビル(株) (エスパル, ホテルメトロポリタン仙台)	H26.4.11 締結
JR東日本 (JR仙台駅, 地下鉄仙台駅, 東西地下自由通路)	H25.3.7 締結
ゼビオ (ゼビオアリーナ仙台)	H25.6.26 締結
佐藤工業 (SRGタカミヤスポーツパーク)	H24.8.9 締結